

## 精神保健相談業務嘱託職員業務要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、精神保健相談業務に従事する嘱託職員（以下「嘱託職員」という。）の任用、勤務時間等の取扱いに関し、嘱託職員の取扱い（昭和53年4月1日制定。以下「取扱い」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (身分)

第2条 嘱託職員は、「取扱い」第2の(3)に規定する第2種嘱託職員とする。

### (職務)

第3条 嘱託職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 市民を対象とした精神保健に係る面接相談に関すること。
- (2) 前号の相談業務に付随する関係機関等との連携に関すること。

### (任用期間)

第4条 嘱託職員の任用期間は、任用の日から当該日の属する年度の末日までとし、更新については、第1種嘱託職員の任用に関する運用に定めるところによる。

### (勤務時間)

第5条 嘱託職員の勤務時間は、毎月第2木曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる日を除く。）の午後1時から午後3時までとする。ただし、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間を変更することができる。

### (届出)

第6条 嘱託職員は、病気その他の理由で業務ができなくなったときは、直ちに所属長へ届け出なければならない。

### (秘密を守る義務)

第7条 嘱託職員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (損害賠償の義務)

第8条 嘱託職員は、職務遂行にあたり、故意または過失によって市に

損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。